

山形県研究評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 新しい価値や技術・産業を生み出す研究開発を促進することを目指し、産学官連携による研究開発プロジェクトを推進するとともに、研究開発資源の効率的効果的活用を図るため、山形県研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 山形県試験研究機関が行う試験研究の外部評価に関すること。
- (2) 産学官連携による研究開発プロジェクトの外部評価に関すること。
- (3) その他試験研究の評価に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 評価委員会は、委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員は、本県の試験研究に関し識見のある者若干名をもって充てる。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第4条 評価委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、評価委員会の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、試験研究の評価に当たり必要と認められる者を評価委員会に出席させることができる。

(秘密を守る義務)

第5条 委員及び前条第3項の規定により評価委員会に出席した者は、評価委員会の業務に従事することにより知りえた秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第6条 評価委員会における試験研究の評価については、委員長が山形県科学技術会議（平成9年10月1日設置）に報告するものとする。

(事務局)

第7条 評価委員会の庶務を処理するため、産業労働部産業技術イノベーション課に事務局を置く。

- 2 事務局は、産業労働部産業技術イノベーション課において産業科学技術政策を担当する職員をもって構成する。
- 3 事務局長は、産業労働部産業技術イノベーション課産業科学技術政策主幹をもって充てる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。